

## 学校生活全般

学校教育の目標に則り、学則はもちろん、次の事項をよく守り、本校生徒としての誇りをもち柏陽高等学校の良き伝統をつくるように努力する。

### I 生徒証について

生徒証は本校の生徒であることを証明するものであるから、常に携帯する。

生徒証の使用については、その裏面の注意を守らなければならない。

参照：生徒証裏面

通学定期の利用区間は自宅の最寄駅またはバス停から本校までの最短のものとする。

### II 学習について

生徒の本分は学習にあるので、その履修する学科に対しては全力をあげて、その目的達成につとめる。

教室は常に清潔、整頓、換気に留意し気持ちよく授業を受けられるような雰囲気をつくる。

授業中、入退室の必要があるときは、担当教師の指示に従う。

学級委員は常に教師との連絡を密にし、円滑な学習が行われるよう絶えず留意する。

### III 出欠席について

遅刻、早退、欠席、忌引等は欠席等連絡システムにより届け出を行う。また、定期試験の際は保護者から学校に電話連絡する。

忌引は次の基準により、出校すべき日数から除外される。

イ 父 母 5日

ロ 祖父母、兄弟姉妹 3日

ハ 伯叔父母、その他三親等 1日

(3) 感染症、火災、地変等による欠席の扱いは、その状況によって、そのたびごとに決定される。

(4) 長期欠席者はその期間中随時状況を学級担任に連絡する。

### IV 校内生活一般について

廊下は、静かに歩行し、先生や来客に会った時は挨拶するように心がける。

学校の諸用具はすべて大切に扱い、使用後の整理に注意する。破損した場合は関係職員に報告する。

次の事項に関しては、すべて学級担任または関係職員（括弧内の職員）の許可を得て、その指示に従う。

イ 外 出（学級担任）

ロ 外来者との面会（学級担任）

ハ 校内での集会（関係職員）

ニ 掲示および印刷物配布（関係職員）

ホ 保健室の利用（養護教諭または関係の職員）

毎日、クラスルームおよび放送に注意し、指示のことがらを確認する。

エレベーター使用は原則として禁止とする。

### V 登校、下校について

登下校の際は交通法規を守る。

登下校の電車、バス等の車内、駅構内、道路等においては、言葉づかい、行動等他人に迷惑を及ぼしたり、本校の生徒としての品位を傷つけることのないように注意する。

自転車通学は、年度初めに学校に届け出て車両検査を受けて許可を得る。許可された者は学校指定のステッカーを自転車の決められた場所に貼る。また余裕をもって登校し、駐輪の際は施錠して必ず学校が指定した駐輪場に置く。

原動機付自転車、自動二輪車および自動車による通学は禁止する。

登下校時刻は日課表の定めるところによる。

下校時刻後、活動を必要とするものは前もって、部活顧問、その他関係職員に届け出て、その許可を得る。

#### VI 校外生活について

万一、校外で事故が発生した場合には速やかに学校または学級担任等に連絡する。

インターネット(SNS等)上に個人が特定されるような書き込みをしない。

#### VII 服装、所持品について

登下校中、学校生活において本校指定の制服を着用すること。

必要以上の金銭および不要物品、高価なものは学校に持参しない。体育などの移動教室の時は、貴重品を指定の場所に預けるか活動場所に持ってゆくこと。

所持品にはできる限り記名をしておくこと。

#### 服装等規定

制服は指定のもの。ワイシャツ・ブラウスは白色・無地とする。詳細については別途定めるものとする。襟章、バッジは指定の場所につける。

体育着、上履き、体育館履き等は学校の指定にしたがう。

頭髪は本校生徒として相応しいものとする。

やむを得ない事由により、異装する場合は、学級担任に相談し、許可を得る。

冬服・夏服の着用期間については、下記の通りとする。

冬服：11月1日から5月31日までとする。

夏服：6月1日から10月31日までとする。

5月及び10月を移行期間とする。

#### 服装詳細規定

生徒は、登下校や入学式、卒業式など公式の行事では制服を着用すること。

##### (1) 男子

ア 冬服 標準型学生服(黒の詰襟服およびスラックス)に本校指定のボタンを付けて着用する。

イ 夏服 略服として上着を脱ぎ、白無地のワイシャツとする。ただし、白・黒・紺無地のポロシャツの着用も可とする。ただし、公式の行事では、白無地のワイシャツを着用すること。

ウ 記章 冬服は詰襟の左側に襟章を付ける。略服の場合は特に必要としない。

##### (2) 女子

ア 冬服 白無地のブラウス・ワイシャツに、本校指定の上着およびスカートを着用する。本校指定の

ベスト・スラックスの着用は任意とする。

イ 夏服 略服として上着を脱ぎ、白無地のブラウス・ワイシャツとする。ただし、白・黒・紺無地のポロシャツの着用も可とする。本校指定のベスト・スラックスの着用は任意とする。ただし、公式の行事では、白無地のブラウス・ワイシャツを着用すること。

ウ 記章 冬服は左胸にバッジを付ける。

略服の場合は特に必要としない。

### (3) 共通

#### ア 本校指定外のベスト

・上着として登下校に着用してはならない。ただし、安全面や健康面に配慮した場合の着用を例外的に認める。

・校内での着用は認める。

・無地で華美でないものとする。

#### イ セーター・カーディガン

・上着として登下校に着用してはならない。ただし、6月および10月においては、安全面や健康面に配慮し、登下校時の着用を例外的に認める。

・校内での着用は認める。

・無地で華美でないものとする。

#### ウ パーカー

・パーカーの着用は、認めない。

## VIII 交通安全対策について

生徒は校外において、交通安全につとめ率先して交通道德を守る。

事故の絶無をはかるため、特に原動機付自転車、自動二輪車への相乗りや自転車の二人乗りをしない。

二輪車等免許を取得した場合は学校に届け出る。

自転車で事故を起こしたときの対応マニュアル。

### 【被害者になったとき】

1 小さな事故であっても必ず警察および学校に連絡する。

2 軽いケガの場合でも、医師の診断を受ける。

3 相手(加害者)を十分確認する。

① 相手の名前・住所・勤務先・車の登録番号(ナンバー)

② 相手の運転免許証・車検証・保険証など

4 保険に加入している場合は、事故の状況を直ちに保険会社または代理店に連絡する。

### 【加害者になったとき】

1 まずは「負傷者の救護」と「安全確保」

2 救急車の手配(119)を依頼する。

3 小さな事故でも警察および学校に連絡をする。

4 相手(被害者)を十分確認する。

● 被害者の名前・連絡先・住所・自分の連絡先など

5 保険に加入している場合には、事故の状況を直ちに保険会社または代理店に連絡する。

6 被害者の方に誠意を尽くす。

#### IX 地震等災害への対応について

- (1) まず身の安全を確保する。
- (2) 火の始末。
- (3) あわてて行動しない。
- (4) 危険な物から身を避ける。
- (5) デマに注意。正しい情報(ラジオ等)で行動する。

日頃から災害時に備えて、保護者と待ち合せ場所や、安否の連絡方法を話し合っておく。

#### X 緊急時の連絡方法について

- (1) 一斉メール配信システム「すぐる」によるメール配信をします。

災害時帰宅方法
自宅または避難所までの帰宅方法
① 交通機関完全停止時
ア 自力徒歩 イ 引取り ウ 学校待機
② 交通機関運行(一部運行)
ア 自力徒歩 イ 引取り ウ 学校待機
指定避難場所
家族安否確認方法
帰宅後速やかに学校に報告する。
①電話⇒ ②災害伝言ダイヤル ③災害伝言板(職員携帯)
学校 045-892-2105